

Web Appendix 1. 1 手形・小切手と手形交換制度

【1. 5. 1 節, P16 参照】

ここでは、小切手・手形を用いた決済の仕組みを説明します。小切手と手形の仕組みは共通する部分が多いので、以下では主に小切手による支払いを例にとり説明したうえで、最後に両者の違いを説明することにします。

----- 図 A1 - 1 小切手・手形の仕組みをこのあたりに挿入 -----

例として図 A1 - 1 を見てください。この図は企業や個人事業主の間で、何らかの取引、たとえば商品の原材料の仕入れなどが発生したため、図 1 - 7 の振込の例と同じように A が B に対して支払いを行うことになったところから始まっています。この支払いに、A が金融機関 X から発行された小切手を使ったとしましょう。A が小切手の振出を行うと、受け取った B は、その小切手を X に持って行って示し、支払いを求めます。これを小切手の呈示、といいます：図中②）。すると、X は A の預金口座の残高を減らす（図中③）かわりに額面分の現金を渡してくれます（図中④）。

ただし、B がわざわざ X に行って小切手を現金化するのは面倒なことですし、本当に A が振り出したのか、持ってきたのは本当に A から支払いを受けるはずの B なのか、不正に取得した小切手ではないのか、といったことを X が確かめるのは簡単ではありません。そこで、実際には受取人は呈示を自分の取引金融機関に対して行い、取立を依頼する、つまり自分に代わって X からの受け取りを行ってもらい、その代金を自分の預金口座に入れてもらうのが一般的です。この場合、決済には受取人 B が預金口座を持つ取引金融機関も関わることになり（図では Y）、B が Y に小切手を呈示して取立の委任を行う（図中②'）と、Y と X の間で X にある A の預金残高を減らす（図中③）代わりに Y にある B の預金残高を増やし（図中③'）、B の代金分の預金引き出しが可能になります（図中④'）。もちろん図 1 - 9 の場合と同様に、これだけでは預金が増えた Y の損ですから、振込（全国銀行内国為替制度）の場合と同様に、X と Y の間で日銀ネットを通じて日銀当座預金の振替が行われます。¹

さて、ここまでは小切手と手形とを区別せずに説明してきましたが、両者には大きな違いがあります。²それは、受取人が実際に現金（図 A1 - 1 の④）あるいは預金（同④'）を受

¹ なお、自分が受け取った小切手・手形は呈示するのではなく、それを使って自分が他人に対して支払いを行うことも可能です。これを手形の裏書（による支払い）、と言いますが、その名の通り、人から受け取った小切手・手形の裏に自分の名前を書いた上で、おカネ、あるいは自分が振り出した小切手・手形と同じように使います。

² 厳密に言うと、手形には約束手形と為替手形と言う二種類があり、ここでの説明にあてはまるのは後日払いのために用いられる約束手形です。手形にはもう一種類、送金を目的とし

け取るタイミングです。小切手の場合、一旦振り出されれば、受取人は呈示すればいつでも現金・預金を受け取ることができます。これに対して手形の場合には、受け取ることができる日時が決まっており、それまで受取はできません。図1-6を見てみると分かるように、手形の券面には**支払期日**として将来の決まった日時が記載されています。この期日が受け取りが可能になる日時です。支払期日までの期間は手形の**サイト**と呼ばれますが、商慣習や企業間の交渉で決まっており、通常は1, 2か月後ですが、場合によっては数か月後といったこともあります。このタイミングの違いは大きな意味を持ちます。手形を受け取った受取人（支払人）は、代金の分だけ支払人に（受取人から）おカネを貸して（借りて）いるのと同じになるからです。つまり、手形は企業間の貸し借りを生み出す後払いのための手段なのです。手形を使った貸借については、貸し借りに関する**第2章の2.2.3節**で詳しく説明します。³

なお、小切手・手形は用紙そのもののやり取りを伴いますから、一件一件処理するのは振込の場合以上に非効率です。そこで、小切手・手形は**グロス決済**ではなく**ネット決済**で処理されています。そのクリアリングを行うのが**手形交換制度**で、金融機関は自分が受け取った小切手・手形を、全国各地の銀行協会などが運営する**手形交換所**に直接持ち寄り、**手形交換所**と呼ばれる受払差額を計算します。迅速な決済のためには毎日クリアリングを行う必要がありますが、集まるための地理的（時間的）な制約があるため、手形交換所は全国各地に184あり、北海道だけでも44にのぼります（2016年11月28日現在）。ただしすべての金融機関がすべての交換所に参加しているわけではなく、地方の交換所は地元の少数の金融機関だけで交換を行っており、参加していない金融機関は参加金融機関に代理で交換を行ってもらいます。各手形交換所では、前日までに受け取った小切手・手形のクリアリングを各営業日の決まった時間に行い、その日の午後0時30分に日銀ネット上で日銀当座預金の振替が行われます。

参考文献

青木周平『決済の原理』（日本銀行ホームページ公開：<https://www.boj.or.jp/paym/outline/expkess.htm/>）2001.

た**為替手形**があり、その仕組は多少異なります。為替手形については青木（2001）などを参照してください。

³小切手・手形取扱いの実務においては法的な取り扱いを含め、様々な例外事項、注意すべき点を知っておく必要があります。実務者向けの書籍はたくさん出ていますので参照してください。